

發送
番號
第
號
大正 年 月 日
大正 年 月 日
淨寫校 合

大正十一年二月九日

午後五時

校長

大西教授官等陞叙、叙位、増俸方

上申

議案對紙

小樽高等商業學校

あし、玉名電報

一、上ヤ一ケロ オホニレイノスケタネン キレロウケンチヨノ
本校教授大西精之介多年勤勞顯著ノ
トヨ一ヒカ ニツキ一コヲ 三トウニ一ヒワレ
受、病氣半名考、付高等官三等ニ陞叙シ
シユキイニシヨシ 四キウホウカレ一アロ ニンゲンハシユス
從五位、叙シ四級俸下賜相成、受、以上申ス

ニオヤ
校長

文部大臣宛

3



發送
番號

第

號

大正 年 月 日
大正 年 月 日
日 報 濟

淨寫校 合

大正十一年二月八日

銘件

秘書長之依頼之件
案(至急電報)

議案對紙

小樽高等商業學校

一ホヤ一ケロ オホニイノスケ 一ヒカニツキ

本校教授大西務之介、病氣を考へ付

一クロ一ヒワ 一シイ 一ツワカタ 一ハハヒユ

官等陞叙、叙位、増俸方別途上申

セウ シキウ 一テウ ニテ 一シク オトモヲコフ

セ、至急電信にて辭令を取計ノ請

ニホヤ
校長

宛

發送 番號	第	號	大正	年	月	日	判決
			大正	年	月	日	日扱濟
淨寫校							合

大正十一年二月九日

校長

銘件 大西々ぬ板増俸並、賞与方、件

案(至名電報)

議案對紙

小樽高等商業學校

オホニレ一ケロ ニキウホリニ一ツワ セラレ一ナユ一ヒカ
大西々ぬ板ニ級俸ニ増俸セラレ並、賞与

セロロエンカシカタゴ九レフ 一ホフハサ
七〇〇圓下賜方、指合お成、夜、同人の所

クヤゴジレキヨス ケシ一ケロニタイレヒダ一ヒイ
夜十時死去ス、現官等、對し未、叙位

ナレコ、サイ一ヒイア、ハハサヒヒナリ ニオヤ
ナレ、以、際、叙、位、ア、ハ、ハ、ナ、リ 校長

文部省 祕書課長 宛



校

譯文



大西官等現官等在職二年未滿。

高等官在職十年未滿之付官等性

叙。特旨叙位ノ途ナシ。三階級ノ増進

賞与上申之改メラレテ如何、死否セバ

真ク電信ヲ傳ヘラレ

、秘書譯長

紙達送 報 5月9

注意 受付月の記入を省略したるものは受付の翌日業務に於て受付したるものとす

局番		局		發		名氏所居人信受	
受 付 者	受 付 時	受 付 時	第 幾 日	報 局 號	報 局 號	7,000 名氏所居人信發	
指		定		事 記 印附日局著			
21 1 1 2 2 2 3 3 3 4 4 4 5 5 5 6 6 6 7 7 7 8 8 8 9 9 9 0 0 0		1 1 1 2 2 2 3 3 3 4 4 4 5 5 5 6 6 6 7 7 7 8 8 8 9 9 9 0 0 0		11.2.9			

注意 万一人に宛てたる急報の配達を受けたるときは其由を付添し直に之を配達したる場合は局員に照会せらるべく決して其受取本人へ直達し又は手渡しせらるべし

●したれさ届申てに領料金は又取

電報送達紙

●注意 受付月の記入を省略したるものは受付の當日著局に於て受信したるものとす

局 <small>當番者</small>	局 <small>信受</small>	局 <small>付受</small>	第	
時	時	月	日	報局
分	分	分	分	分
指 定 報 者 名 氏 所 居 人 信 發				著 信 號
事 記 印 附 日 局 著				

2

印刷局製造

●したれさ超申てに便郵料無は又戻口びち手匯の各部不上扱取●

●注意 万一人に宛てたる電報の配達を受けたることには其由を付箋し送らざるに注意せらるべく決して其受取本人へ直送し又は手渡しせざることを

電報送達紙

8
●注意

受付月日の記入を省略したるものは受付の當日着局に於て交付したるものとす

局 <small>受寄者</small>	局 <small>受寄者</small>	第	報	受信人居所氏名
時	時	月	日	3、
分	分	日	報	
指 定			受信人居所氏名	
事 記			局日附印	

印刷局製造

●注意 万一他人に宛てたる電報の配達を受けたる場合は其由を付添し直して配達したる電報局所に返送せらるゝ（決して其受取本人へ直送し又は手渡しせざるべし）

●したれど送申てに領料紙は又頭口ばらあ慶の合部不上扱取●

發送
番號

第

號

大正 年 月

日 刊 決

大正 年 月 日 報 濟

淨寫校 合

大正十五年二月八日

銘件

大西友板、賞与之件

辭令案

議案野紙

小樽高等商業學校

友板大西君之件

職務勉勵、付金七百圓賞与

辛二月八日

學校

文 部 省

甲 一 七 五 號

小樽高等商業學校長
本年二月八日電信同教授大
西精之介賞與ノ件許可ス
大正七年二月八日

文部大臣中務治五郎

